

高原町

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付のご案内 (高校生を養育する方や公務員等の申請が必要な方)



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

1. うちの子は、対象になるの？ (対象児童)

次に記載する児童が対象になります。

- ①令和3年9月分の児童手当 (本則給付) 支給対象となる児童
- ②9月30日時点で高校生 (平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ) の児童 (保護者の所得が児童手当 (本則給付) の支給対象となる金額と同等未満の場合)
- ③令和4年3月31日までに生まれた児童手当 (本則給付) の支給対象児童 (新生児)

2. だれがもらえるの？ (支給対象者)

上記に記載のある児童を養育する父母等のうち、**生計を維持する程度の高い者**に支給されます。(児童手当 (本則給付) 受給者もしくはそれに準ずる対象者)

3. いくらもらえるの？ (給付額)

対象児童1人につき、10万円 (現金で一括給付) です。

4. いつもらえるの？ (支給時期)

令和4年1月14日 (金) までの申請受付分 ⇒ 令和4年1月中に支給
令和4年1月31日 (月) までの申請受付分 ⇒ 令和4年2月中に支給
令和4年2月28日 (月) までの申請受付分 ⇒ 令和4年3月中に支給
申請期限は、令和4年2月28日 (月) です！ ※令和4年1月4日から受付を開始します。

5. どんなかたちでもらえるの？ (支給方法)

申請書で指定した口座に振り込みます。

※ご指定いただけるのは、申請者の名義の口座のみとなりますのでご注意ください。

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 原則、9月30日時点での住所地市町区村で支給を行うこととなります。最近、高原町に引っ越してきた方などは、9月30日時点に住所のあった市区町村にお問い合わせください。

Q. 所得が高い場合でも支給されますか？

A. 児童手当法と同様の所得制限があります。児童手当法において特例給付にあたる所得の方は、本給付金の対象外となります。詳細は、『内閣府ホームページ 児童手当 所得制限』で検索ください。

お問合せ先・申請書提出先

〒889-4492 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓899番地
高原町役場 町民福祉課 福祉係 (子育て給付金担当)
電話：0984-42-1067 (直通)